

広報資料

2026（令和 8）年 8 月 10 日
花園大学

懲戒処分の公表について

花園大学は、教務課係長（男性・43 歳）に対し、8 月 10 日付けで、譴責の懲戒処分を行った。

係長が、学生に威圧的な声で言葉を浴びせ学生を精神的に追い詰めたのは、極めて遺憾であり、花園大学就業規則第 28 条第 1 項第 6 号（第 21 条第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 11 号及び第 23 条第 2 号）に該当する。

上記就業規則違反により、譴責の懲戒処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）